

○**埼玉県議会情報公開条例**

平成11年3月12日条例第2号

目 次

標題

登令

改正沿革

公布文

題名

□本則

第一条（目的）

第二条（定義）

第三条（総合的な情報公開の推進

□第四条（県議会の責務）

2

第五条（利用者の責務）

第六条（公開の請求）

□第七条（公開しないことができる

2

3

改 平成一 平成一
正 二年一七年一
二月二 二月二
六日条五日条
例第八 例第七
四号 一号

埼玉県議会情報公開条例を

印刷モード

終了